

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	① 児童手当法第7条第1項及び第2項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ② 児童手当法第9条第1項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③ 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④ 児童手当法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤ 児童手当法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑦ 公金受取口座の利用に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワーク、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条及び第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠)74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第19条及び第44条 (情報照会の根拠)第40条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの確認を行っている。 また、団体内統合宛名システムとの連携により、記載されたマイナンバーの確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務担当者を限定し、特定個人情報が記載された申請書類は鍵付きキャビネットで保管・管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月11日	Ⅱ－1 しきい値判断項目 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
平成28年7月29日	I－3 個人番号の利用法令 上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I－5 評価実施機関におけ る担当部署 ①部署	健康福祉部 健康医療課	健康福祉部 子育て支援課	事後	
平成28年7月29日	I－5 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長	次長兼健康医療課長 下田 信吾	子育て支援課長 相澤 和夫	事後	
平成28年7月29日	I－7 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請求先	伊東市役所 健康福祉部 健康医療課	伊東市役所 健康福祉部 子育て支援課	事後	
令和1年6月26日	I－5 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 相澤 和夫	子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和2年2月27日	I－1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、番号連携 サーバー	児童手当システム、中間サーバー、番号連携 サーバー、住民基本台帳ネットワーク	事後	
令和2年2月27日	I－2 特定個人情報ファイル 名	児童扶養手当システム情報ファイル	児童手当システム情報ファイル	事後	誤記入
令和2年7月14日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワーク	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワーク	事後	
令和3年9月17日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	
0:00	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	⑦ 公金受取口座の利用に関する事務	事前	
0:00	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	申請管理システム	事後	
令和5年10月11日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条及び第9条	事前	
令和5年10月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和5年10月11日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年10月11日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I－1－②事務の概要	① 児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ② 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③ 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④ 児童手当法第26条(同法第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤ 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑦ 公金受取口座の利用に関する事務	① 児童手当法第7条第1項及び第2項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ② 児童手当法第9条第1項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③ 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④ 児童手当法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤ 児童手当法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑦ 公金受取口座の利用に関する事務	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日現在	令和6年10月1日現在	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日現在	令和6年10月1日現在	事後	
令和7年2月13日	Ⅳ－8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(追加)	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの確認を行っている。 また、団体内統合宛名システムとの連携により、記載されたマイナンバーの確認を行っている。	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(追加)	〔十分である。〕 事務担当者を限定し、特定個人情報が記載された申請書類は鍵付きキャビネットで保管・管理している。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	